

令和3年（2021年）3月（第4回）教育委員会会議

1 開催日時

令和3年3月25日（木）18：00～

2 開催場所

宇部市港町庁舎 3階会議室（オンライン開催）

3 議題

- ・議案第7号 宇部市教育委員会公印規則中一部改正の件
- ・議案第8号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則中一部改正の件
- ・議案第9号 令和3年度宇部市学校教育推進のための指針について
- ・その他の事項

○宇部市教育委員会公印規則

平成八年三月二十五日
教育委員会規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めがあるもののほか、宇部市教育委員会の公印（以下「公印」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第二条 公印の種類、刻字、寸法、個数、用途及び管守者は、別表のとおりとする。

(公印の調製及び交付)

第三条 総務課長は、必要があると認めるときは、公印調製願（様式第一号）により教育長の承認を得て公印を調製し、当該公印の管守者に交付するものとする。

(公印台帳)

第四条 総務課長は、公印台帳（様式第二号）を備え、公印の調製、交付、返還及び廃棄の都度、これに必要事項を記載し、常に整備しておかなければならない。

(平九教委規則三・一部改正)

(公印の管守)

第五条 管守者は、公印を慎重かつ確実に取り扱い、盜難、不正使用等のないよう常に厳重に管守しなければならない。

(公印の押印)

第六条 公印を押印しようとする者は、押印を必要とする文書及び決裁を終わった文書を管守者に提示し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た者は、公印使用簿（様式第三号）に必要事項を記載し、公印を押印しなければならない。

(公印の刷込み)

第七条 課等の長（宇部市財務規則（昭和四十四年規則第四号）第二条に規定する課等の長並びに小学校長及び中学校長をいう。）は、通知書その他の印刷物に公印を刷り込む必要があるときは、総務課長に対し、管守者を経由して公印刷込承認願（様式第三号の二）を提出し、その承認を得なければならない。

(平一五教委規則六・追加、平一九教委規則三・一部改正)

(電子印影の使用)

第七条の二 電子計算機（与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子

的機器及びその関連機器で構成される集合体をいう。以下同じ。)を利用して証明その他の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、公印の印影又は当該印影を縮小若しくは拡大したものを電子計算機に記録し、当該記録された印影を使用することにより、公印の押印に代えることができる。

2 課等の長は、前項の規定により電子計算機に記録する印影(以下「電子印影」という。)を使用しようとするときは、あらかじめ、電子印影使用承認願(様式第三号の三)を総務課長に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、当該課等の長は、

~~ICT・地域イノベーション推進グループリーダー~~デジタル市役所推進課長と協議の上、電子印影の偽造又は不正使用を防止するための必要な措置を講じなければならない。

3 課等の長は、電子印影の使用を廃止したときは、直ちに当該電子印影を電子計算機から消去し、及び電子印影使用廃止届(様式第三号の四)を総務課長に提出しなければならない。

4 総務課長は、電子印影使用台帳(様式第三号の五)を備え、承認した電子印影に係る承認から廃止までの使用の状況を整理しておかなければならない。

(平二一教委規則七・追加、平二七教委規則五・平三〇教委規則六・一部改正)

(公印の事故の報告)

第八条 管守者は、公印に盜難、紛失その他の事故が発生したときは、直ちに公印事故届(様式第四号)により教育長に報告しなければならない。

(平一五教委規則六・旧第七条繰下)

(公印の返還)

第九条 管守者は、公印を返還しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

2 管守者は、前項の承認を受けたときは、直ちに当該承認に係る公印を総務課長に返還しなければならない。

(平一五教委規則六・旧第八条繰下)

(公印の廃棄)

第十条 総務課長は、前条第二項の規定により管守者から公印の返還を受けたときは、公印廃棄願(様式第一号)により速やかに教育長の承認を得て当該公印を廃棄しなければならない。

(平一五教委規則六・旧第九条繰下)

(公印の管守状況等の調査)

第十一條 総務課長は、必要があると認めるときは、公印の管守、使用状況等について調査することができる。

○宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

昭和四十六年十二月二十七日

教育委員会規則第二号(趣旨)

改正 昭和五十六年四月十六日教委規則第一号

平成二年九月七日教委規則第四号

平成四年九月二十二日教委規則第三号

平成七年六月二十九日教委規則第六号

平成十五年二月二十四日教委規則第一号

平成二十一年三月二十六日教委規則第三号

平成二十一年五月二十日教委規則第六号

平成二十九年一月二十四日教委規則第一号

令和元年五月八日教委規則第二号

令和二年三月三十日教委規則第十一号

令和三年三月〇〇日教委規則第〇号

第一条 この規則は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「条例」という。）の規定に基づき宇部市立学校に勤務する学校職員（以下「学校職員」という。）の勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

（平二教委規則四・一部改正）

（勤務時間の割振り等）

第二条 学校職員の週休日（条例第三条第一項各号に掲げる学校職員及び条例第三条の二第一項の規定の適用を受ける教育職員の週休日に限る。）、勤務時間及び休憩時間は、山口県教育委員会が定める基準に従って、あらかじめ校長が定めるものとする。

~~2 校長は、校務の運営のため必要があると認めるときは、四週間を超えない範囲内で定める期間について一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分を超えない範囲内で特定の週において三十八時間四十五分又は特定の日において七時間四十五分を超える勤務時間を定めることができる。~~

2 校長は、学校職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更を行うことができる。

（平四教委規則三・平七教委規則六・平一五教委規則一・平二一教委規則三・平二

一教委規則六・一部改正・令二教委規則〇・一部改正)

(勤務することを要しない時間の指定)

第三条 条例第三条の三第一項の規定による勤務することを要しない時間の指定は、校長が行うものとする。

(令二教委規則〇・追加)

(勤務することを要しない時間における勤務の命令)

第四条 条例第三条の三第二項の規定による勤務することを要しない時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(令二教委規則〇・追加)

(休日における勤務の命令)

第五条 条例第六条の規定による休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(令元教委規則二・追加、令二教委規則〇・一部改正)

(代休日の指定)

第六条 条例第七条第一項の規定による代休日の指定は、校長が行うものとする。

(平七教委規則六・追加、平二一教委規則三・一部改正、令元教委規則二・旧第三条線下・一部改正、令二教委規則〇・一部改正)

(代休日における勤務の命令)

第七条 条例第七条第二項の規定による代休日における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(令元教委規則二・追加、令二教委規則〇・一部改正)

第八条 条例第七条の二の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

(令元教委規則二・追加、令二教委規則〇・一部改正)

(時間外在校等時間)

第九条 教育職員の在校等時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和二年文部科学省告示第一号)に定める在校等時間をいう。)から公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第六条第三項各号に掲げる日(代休日が指定された休日を除く。)以外の日における正規の勤務時間を除いた時間(次項において「時間外在校等時間」という。)は、上限時間(一箇月について四十五時間、一年について三百六十時間をいう。次項において同じ。)

を超えない範囲内とする。

2 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時に上限時間を超えて業務に従事させる必要がある教育職員の時間外在校等時間については、前項の規定にかかわらず、一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間を超えない範囲内とする。この場合における当該教育職員の時間外在校等時間は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 一箇月について四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えないこと。
- 二 一年を一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えないこと。

3 条例第三条の二第一項の規定の適用を受ける教育職員についての前二項の規定の適用については、第一項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」と、前項第一号中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」とする。

(令二教委規則一一・追加、令二教委規則〇・追加・一部改正)

(年次有給休暇)

第十条 校長は、学校職員から条例第十二条第三項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるとときは、他の時期に与えることができる。

(平二教委規則四・一部改正、平七教委規則六・旧第三条繰下・一部改正、令元教委規則二・旧第四条繰下、令二教委規則一一・旧第七条繰下、令二教委規則〇・一部改正)

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認)

第十一条 条例第十九条の規定による承認は、校長が行うものとする。

(平七教委規則六・追加、平二九教委規則一・一部改正、令元教委規則二・旧第五条繰下、令二教委規則一一・旧第八条繰下、令二教委規則〇・一部改正)

附 則

この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(昭五六教委規則一・一部改正、平二教委規則四・旧第一項・一部改正)

附 則 (昭和五十六年四月十六日教委規則第一号)

この規則は、昭和五十六年四月十七日から施行する。

附 則（平成二年九月七日教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二年九月二日から適用する。

附 則（平成四年九月二十二日教委規則第三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、平成四年八月十六日から適用する。

附 則（平成七年六月二十九日教委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成十五年二月二十四日教委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二十一年三月二十六日教委規則第三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年五月二十日教委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年一月二十四日教委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十九年一月一日から適用する。

附 則（令和元年五月八日教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三十日教委規則第十一号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月〇〇日教委規則第〇号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

改 正 案

現 行

○学校職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例

(昭和四十六年十一月二十四日
山口県条例第三十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「特別措置法」という。）第五条の規定により読み替えて適用される法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第一項及び第二項並びに特別措置法第六条の規定に基づき、学校職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 (略)

2 この条例において「教育職員」とは、学校職員のうち特別措置法第二条第二項に規定する教育職員に該当する者（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「給与条例」という。）第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。）をいう。

○学校職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例

(昭和四十六年十一月二十四日
山口県条例第三十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号。以下「法」という。）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「特別措置法」という。）第六条の規定に基づき、学校職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 (略)

2 この条例において「教育職員」とは、学校職員のうち特別措置法第二条第二項に規定する教育職員に該当する者（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「給与条例」という。）第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。）をいう。

改 正 案

現 行

(勤務時間)

第三条 (略)

2 ～ 7

(略)

8 教育委員会は、学校職員に第五項若しくは前項又は次条第一項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項又は次条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち人事委員会規則で定める時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該人事委員会規則で定める時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

9 前各項（第五項を除く。）又は次条第一項の規定による勤務時間を正規の勤務時間といふ。

(勤務時間)

第三条 (略)

2 ～ 7

(略)

8 教育委員会は、学校職員に第五項又は前項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち人事委員会規則で定める時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該人事委員会規則で定める時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

9 前各項（第五項を除く。）の規定による勤務時間を正規の勤務時間といふ。

改 正 案

第三条の二 教育委員会は、校務の運営上の事情により特別の形

態によつて勤務する必要のある教育職員については、学校教育

法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項

の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等

における休業日等の期間（第三項において「長期休業期間等」

という。）において当該教育職員の週休日を連続して設けるこ

とを目的とする場合に限り、前条（第四項及び第九項を除く。）

の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、

週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、次項第二号の対象期間として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間（前条第一項から第三項までの規定により定められた勤務時間をいう。次項及び次条において同じ。）となるように勤務時間を割り振るものとする。

3 第一項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超える以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条において同じ。）

（追加）

現 行

改 正 案

現 行

三 対象期間の起算日

四 対象期間を定めることができる期間の範囲

五 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）

六 前号の特定期間の起算日

七 対象期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間

（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たつては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の規定による区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

改 正 案

(勤務することを要しない時間の指定)

(追加)

現 行

第三条の三 教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について特別措置法第七条第一項に規定する指針に定める当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合であつて、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかなつた日以後において四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間を超える期間があるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように勤務することを要しない時間を指定するものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第一項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員に対して当該時間において勤務を命ずる場合は、第八条第二項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるとき有限るものとする。この場合において、当該時間における勤務は、同条第一項に規定する時間外勤務とみなす。

改 正 案

第四条～第六条 (略)

(休日の代休日)

第七条 教育委員会は、学校職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（次項を除き、以下「休日」と総称する。）である勤務日等（第三条第六項から第八項まで又は第三条の一第一項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができます。

2 (略)

第七条の二 (略)

(教育職員の時間外勤務)

第八条 教育職員（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「給与条例」という。）

第十条の二第一項の規定に基づき人事委員会の指定する職にある者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として、前条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務並びに休日及び代休日（代休日が指定された休日の正規の勤務時間以外の時間における勤務並びに休日及び代休日（代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。）における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務」という。）は、命じないものとする。

現 行

第四条～第六条 (略)

(休日の代休日)

第七条 教育委員会は、学校職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（次項を除き、以下「休日」と総称する。）である勤務日等（第三条第六項から第八項までの規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができます。

2 (略)

第七条の二 (略)

(教育職員の時間外勤務)

第八条 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として、前条の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務並びに休日及び代休日（代休日が指定された休日の正規の勤務時間の全部を勤務した場合に限る。）における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務」という。）は、命じないものとする。

2 (略)

第八条の二～第九条 (略)	現 行
改 正 案	
<p>(船員法の規定の適用を受ける学校職員に関する特例)</p> <p>第十条 船員法の規定の適用を受ける学校職員の週休日、勤務時間の割振り、休憩時間並びに休日及び代休日については、第三条第五項、第七項及び第八項、第三条の二第一項、第四条、第六条並びに第七条の規定にかかわらず、人事委員会の承認を受けて、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(船員法の規定の適用を受ける学校職員に関する特例)</p> <p>第十条 船員法の規定の適用を受ける学校職員の週休日、勤務時間の割振り、休憩時間並びに休日及び代休日については、第三条第五項、第七項及び第八項、第四条、第六条並びに第七条の規定にかかわらず、人事委員会の承認を受けて、教育委員会が別に定める。</p>
<p>第十一条～第十九条 (略)</p> <p>(市町立学校職員に関する読み替え)</p> <p>第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第三条の一(第三項を除く)、第三条の三第一項、第四条、第七条第一項、第七条の二、第八条の一、第九条、第十条、第十二条第三項及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(市町立学校職員に関する読み替え)</p> <p>第二十条 市町立学校職員について第三条第五項から第八項まで、第四条、第七条第一項、第七条の一、第八条の一、第九条、第十二条第三項及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。</p>

公立学校の教育職員における

「休日のまとめ取り」のための 1年単位の変形労働時間制 ～導入の手引き～

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課

目次

はじめに

学校における働き方改革の必要性
1年単位の変形労働時間制導入の意義

I 1年単位の変形労働時間制

1 制度の概要

1年単位の変形労働時間制とは
制度の導入に当たっての前提

2 勤務条件等

(1) 対象労働者の範囲

(2) 対象期間

(3) 特定期間

(4) 勤務日及び勤務日ごとの勤務時間

① 勤務日及び勤務日ごとの勤務時間

② 対象期間を区切って割り振る方法

③ 勤務日及び勤務日ごとの勤務時間に関する限度

・ 勤務日数の限度

・ 1日及び1週間の勤務時間の限度

・ 対象期間及び特定期間ににおける連続勤務日数の限度

(5) 育児等を行う者等に対する配慮

(6) 条例等の整備

II 指針に基づき服務監督教育委員会等が講すべき措置

III 措置を講ずることができなくなった場合の対応

IV 導入のイメージ

別紙 様式（例）

はじめに

学校における働き方改革の必要性

我が国の学校教育は、高い意欲や能力をもった教師の努力や取組によって支えられ、これまで大きな蓄積と高い成果を上げています。

しかし、今、**学校教育は持続可能かどうかの岐路**に立っています。教師の**長時間勤務の実態**（※）が明らかとなっており、我が国の学校教育の高い成果が、その教師の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであるならば、**持続可能とは言えません**。

‘**子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする**’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものですが、その中で**教師が疲弊していく**のであれば、それは‘**子供のため**’にはなりません。また、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、**学校教育の水準の低下**を招くおそれもあります。

教師のこれまでの働き方を見直し、**教師が我が国の中学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになる**ことが、**学校における働き方改革の目的**です。

（※）教員勤務実態調査（平成28年度）では、平均すると小学校では月約59時間、中学校では月約81時間の時間外勤務をしていると推計。

1年単位の変形労働時間制導入の意義

本制度は、これを単に導入すること自体が日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものではありません。しかしながら、**長期休業期間等において休日を集中して確保**することで、**教師のリフレッシュの時間等を確保**し、ひいては児童生徒等に対して**効果的な教育活動**を行うことに資するとともに、**教職の魅力向上**に資することにより意欲と能力のある人材が**教師を目指すことにつながることが期待されます**。

学校における働き方改革には特効薬はなく、**様々な取組を総力戦**で進めが必要です。本制度の活用は、勤務時間の上限に係る「指針」を踏まえた勤務時間管理の徹底、学校・教師の担う業務の明確化・適正化、教職員定数の改善や外部人材の活用等の条件整備などとともに、**学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢**となるものです。

I 1年単位の変形労働時間制

1 制度の概要

1年単位の変形労働時間制とは

公立学校の教育職員における休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制は、1箇月を超える1年以内の期間を平均して1週間あたりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件として、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認める制度です。また、本制度は、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用することとしています。

本制度の活用により所定の勤務時間を延長する日及び時間については、長期休業期間等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日程を考慮し、確実に縮減できる範囲内で、年度当初や学校行事等で業務量が多い時期に限定することが必要です。

なお、本制度は、あくまで各地方公共団体の判断により、条例等により選択的に導入できるものとなっています。

制度の導入に当たっての前提

本制度の導入により、かえって勤務時間が長くなったり、育児や介護を行う者等の配慮を要する者にまで一律に適用されたりすることあってはなりません。

また、導入する場合には、「休日のまとめ取り」という本制度の目的や趣旨に沿った運用がなされる必要があります。

このため、本制度を導入するに当たっては、以下の事項が行われることが前提となります。各教育委員会や学校においては、本制度を導入する場合には、以下の前提が守られているか、御確認ください。

＜前提となる事項＞

- ①対象期間には、長期休業期間等を含むこと【省令第1条第1項】
- ②勤務日や勤務時間の設定に当たっては、通常の正規の勤務時間に比して短く設定する日には勤務時間を割り振らず、かつ、長期休業期間等において勤務時間が割り振られない日を連続して設定すること【省令第1条第2項】
- ③育児や介護等を行う者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をすること【省令第5条】
- ④対象となる教育職員の在校等時間に関し、指針に定める上限時間（42時間／月、320時間／年等）の範囲内であること【告示第3章】
- ⑤服務監督教育委員会及び校長は、指針に定める全ての措置を講じること【省令第6条、告示第3章】

※ 「給特法」：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
「省令」：給特法施行規則、「告示」：給特法第7条に基づく指針

2 勤務条件等

本制度を導入するに当たっては、法令上、あらかじめ定めておくべき事項や遵守すべき事項が決められています。各教育委員会や学校においては、本制度を導入する場合には、以下を確認の上、適切に御対応ください。

(1) 対象労働者の範囲

対象となる教育職員の範囲を明確に定める必要があります。【法第32条の4第1項第1号】

なお、対象となる教育職員は、基本的には**対象期間の最初の日から末日までの期間において任用される者**に限られます。

〔<対象とならない者と考えられる例>

対象期間より短い期間において任用される者、対象期間の途中で退職することが判明している者、対象期間の途中で転任してきた者 等〕

※「法」：給特法による読み替え後の労働基準法

※「教育職員」：公立学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員（給特法第2条第2項）

(2) 対象期間

対象期間は、**その期間を平均して1週間あたりの正規の勤務時間が38時間45分となる期間**をいい、**1箇月を超え1年以内**の期間に限ります。【法第32条の4第1項第2号】

1年が最長ですので、長期休業期間等を含んでいれば、例えば3箇月、半年、8箇月などの対象期間を採用することも可能です。

なお、対象期間を定めるに当たっては、**以下の事項を遵守**することが必要です。

①**対象期間には、長期休業期間等（夏季休業期間等）を含める必要があります。**
【省令第1条第1項】

②**具体的な期日でなく期間で定める場合は、対象期間の起算日を定めることが必要です。**【省令第2条第1号】

また、条例等においては対象期間を定めることができる期間の範囲を定めることが必要です。その際、適切な運用のため、1年とすることが望ましいと考えられます。
【省令第2条第2号】

(3) 特定期間

対象期間中の**特に業務の繁忙な期間を、特定期間として定めることができます。**【法第32条の4第1項第3号】

この特定期間は、連続して勤務させる日数の限度に関係があります（(4)③を御覧ください）。

なお、具体的な期日でなく期間で定める場合は、起算日を定める必要があります。
【省令第2条第1号】

また、対象期間の相当部分を特定期間とすることは法の趣旨に反します。

(4) 勤務日及び勤務日ごとの勤務時間

① 勤務日及び勤務日ごとの勤務時間

勤務日及び勤務日ごとの勤務時間は、対象期間を平均し1週間あたりの勤務時間が**38時間45分**となるよう、また、(4)③に示す限度に適合するよう設定しなければなりません。【法第32条の4第1項本文、省令第4条各項】

設定する際は、以下の事項を遵守する必要があります。

ア 本制度の目的及び趣旨を踏まえ、勤務日及び勤務日ごとの勤務時間を定めるに当たっては、長期休業期間等において勤務時間を割り振らない日を連続して設定する必要があります。【省令第1条第2項】

イ 勤務日及び勤務日ごとの勤務時間((4)②のイの勤務時間を含む)を定めた場合は、教育職員に速やかにその旨を周知する必要があります。【省令第3条第2項】

また、特定した勤務日又は勤務日ごとの正規の勤務時間を任意に変更することはできません。

なお、勤務日及び勤務日ごとの勤務時間は、対象期間中の全ての勤務日及び勤務日ごとの勤務時間をあらかじめ定める方法のほか、対象期間を区切って定める方法があります((4)②を御覧ください)。

② 対象期間を区切って割り振る方法

(4)①に記載のとおり、勤務日及び勤務日ごとの勤務時間を、**対象期間を1箇月以上ごとの期間に区切って定める方法**があります。【法第32条の4第2項、省令第3条第1項】

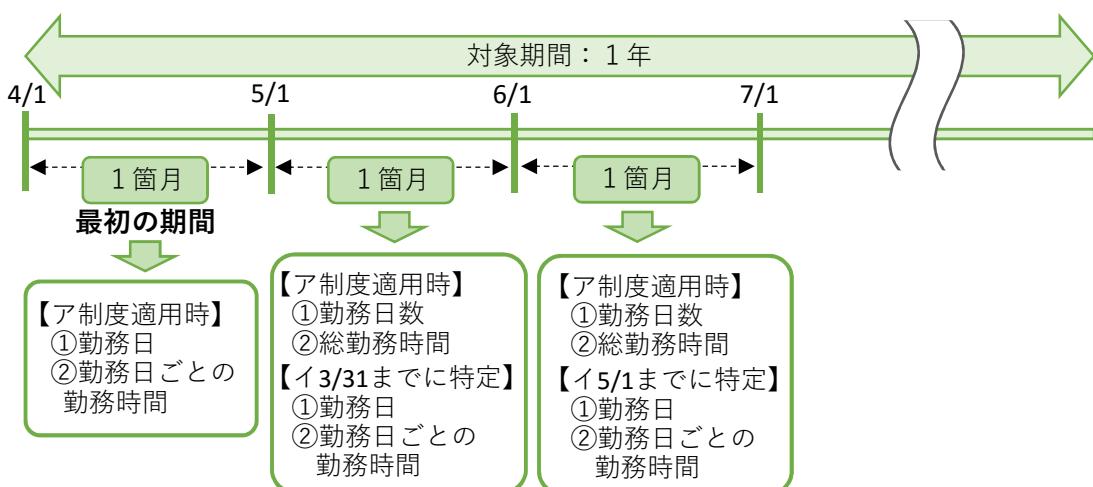
この場合、以下の事項を遵守する必要があります。

ア 対象期間が始まるまでに、次の事項を定めてください。

- ① 最初の期間における勤務日及び勤務日ごとの勤務時間
- ② ①の期間以外の各期間における勤務日数及び総勤務時間

イ ア②の各期間の初日の30日前までに、当該各期間における勤務日及び勤務日ごとの勤務時間(ただし、ア②の勤務日数及び総勤務時間の範囲内ではなければなりません。)を定めてください。

【例】対象期間の起算日を4月1日、期間を1年とし、対象期間を1箇月ごとの期間に区切って定める場合



③ 勤務日及び勤務日ごとの勤務時間に関する限度

勤務日及び勤務日ごとの勤務時間については、以下の限度があります。

なお、これらはあくまで限度であり、本制度の「休日のまとめ取り」の趣旨を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を行なながら、本制度を適切に運用してください。

③-1 勤務日数の限度（対象期間が3箇月を超える場合に限ります。） 【省令第4条第1項】

対象期間が3箇月を超える場合、対象期間における**勤務日数の限度**は、勤務時間が割り振られている日(※)について**1年あたり280日**です（対象期間が3箇月を超え1年未満である場合は、次の式により計算した日数（端数切捨て）です。）。

※勤務をする日ではなく、勤務時間が割り振られる日（祝日等を含む）です。

$$280\text{日} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{365}$$

ただし、次のア及びイのいずれにも該当する場合には、旧対象期間（対象期間の初日の前1年以内の日を含む3箇月を超える期間を対象期間として定めたもの）について1年当たりの勤務日数から1日を減じた日数又は280日（対象期間が3箇月を超え1年未満である場合は、上記と同様に計算した日数）のいずれか少ない日数です。

ア 当該学校に適用される旧対象期間があるとき。

イ 割り振られる勤務時間(※)を次のいずれかに該当するよう定めるとき。

① 1日の最長勤務時間が、旧対象期間の1日の最長勤務時間又は9時間のいずれか長い時間を超える。

② 1週間の最長勤務時間が、旧対象期間の1週間の最長勤務時間又は48時間のいずれか長い時間を超える。

※①、②ともに、祝日等に割り振られる勤務時間も含みます。

【例】対象期間が1年である旧対象期間において1日の最長勤務時間が8時間30分、1週間の最長勤務時間が48時間、勤務日数が230日であったところ、今回、対象期間を1年、1日の最長勤務時間を9時間とするのであれば、勤務日数の限度は229日となる。

③-2 1日及び1週間の勤務時間の限度【省令第4条第2項】

割り振られる**勤務時間(※)**は、**1日の限度は10時間、1週間の限度は52時間**です。

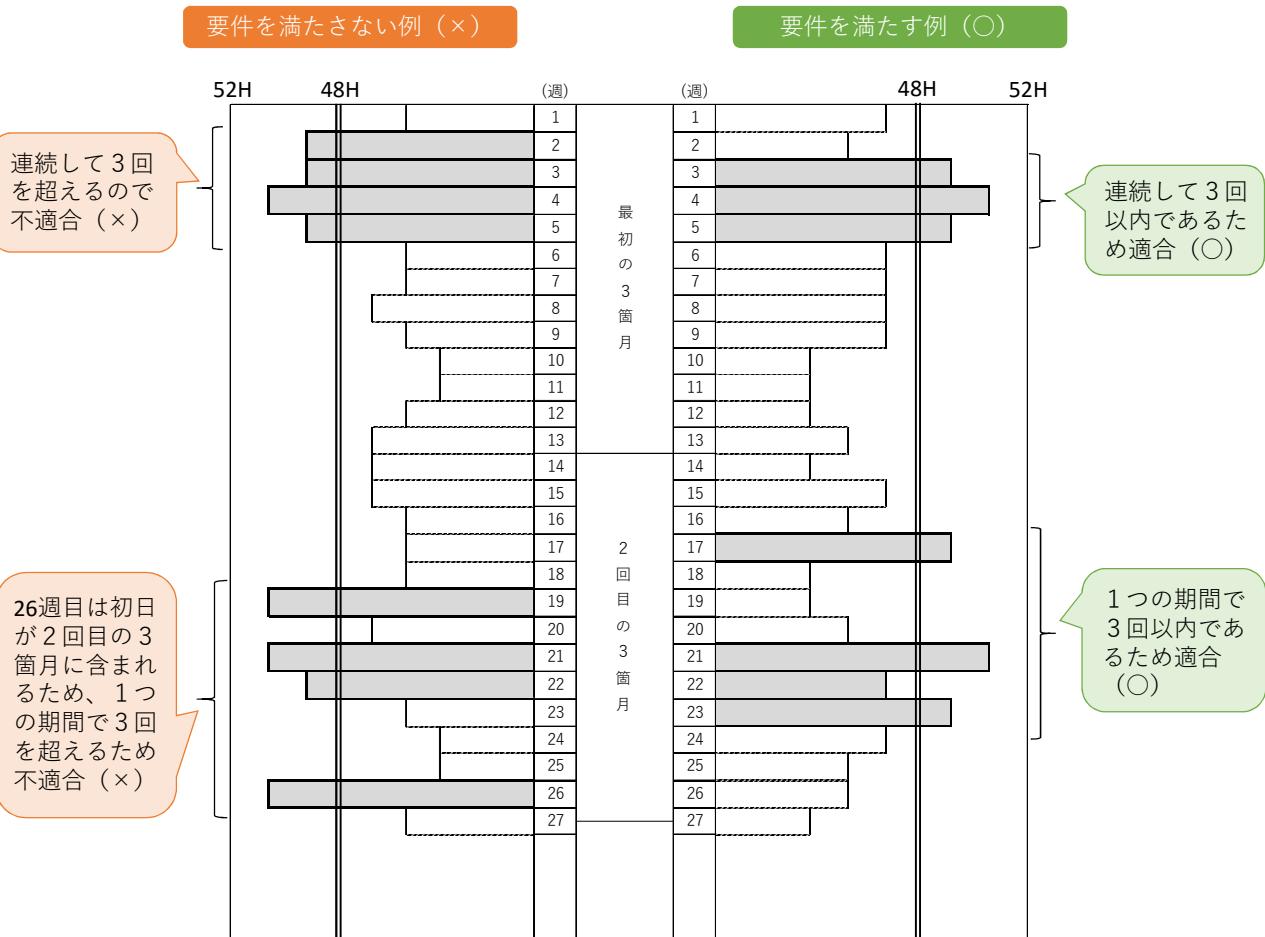
ただし、対象期間が3箇月を超える場合は、次のいずれにも適合しなければなりません。

- ① 勤務時間が**48時間**を超える週を連続させることができるのは**3週以下**。
- ② 対象期間を**3箇月**ごとに区分した各期間において、勤務時間が**48時間**を超える週は、週の初日で数えて**3回以下**。

※祝日等に割り振られる勤務時間も含みます。

上記①、②を図示すると、以下（次ページ）のようになります。

<対象期間が3箇月を超える場合の「48時間を超える週」に係る限度>



③-3 対象期間及び特定期間における連続勤務日数の限度【省令第4条第3項】

連続して勤務させる日数の限度は、勤務時間が割り振られている日(※)について、それぞれ以下のとおりです。

(※) 勤務を要する日ではなく、勤務時間が割り振られる日（祝日等を含む）です。

○対象期間中：6日

○特定期間中：1週間に1日の勤務時間が割り振られない日が確保できる日数

<対象期間（特定期間を除く）における連続勤務日数の限度>



<特定期間における連続勤務日数の限度>



※上記の例はあくまで最も連続勤務日数を多くした場合の限度を示したものであり、**本制度を適用する場合でも、基本的には土日は週休日とすることが原則**となります。

仮に上記のように連続勤務日数を6日等とした場合（土日を勤務日とする場合）は、必ずその分の週休日を別の平日に設定することが必要となります。

(5) 育児等を行う者等に対する配慮

対象職員の範囲を定める際は、育児を行う者、老人等の介護を行う者その他特別の配慮を要する者について、育児等に必要な時間を確保できるよう配慮することが必要です。【省令第5条】

この場合の配慮の工夫としては、例えば、校長が対話を行い個々の事情を斟酌し、勤務日や勤務時間の割振りを工夫することや対象期間を短く設定すること、そもそも本制度の対象としないことなどが考えられます。

(6) 条例等の整備

本制度は、**各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるもの**であり、各地方公共団体の実情に応じて本制度を活用しようとする場合には、各地方公共団体において条例等の整備が必要となります。

その際、具体的な整備の方法や考え方等については、文部科学省が別途示す条例モデル例を参考にして、適切に対応してください。

また、条例等を整備するに当たっては、例えば県費負担教職員については、まず、各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において、省令や指針等を踏まえて条例等を整備することが考えられます。

<参考>具体的な勤務日・勤務時間の割振り

本制度を実施する場合の具体的な勤務日及び勤務時間の割振りについては、その方法やイメージについて、p 12の「導入のイメージ（例）」を御参照ください。

なお、具体的な割振り権者については、各地方公共団体の条例・規則等にしたがって適切な者が行うこととなります。例えば、各学校の校長が割振りを行う場合には、必要となる事項を記載した書類等を教育委員会に提出することも考えられます。この場合において、必要と考えられる事項をまとめた様式例を作成していますので、p 13の「別紙 様式（例）」を御参考の上、必要に応じて御活用ください（具体的な活用にあたっては、各教育委員会の指示に従ってください）。

また、本制度の対象者の決定等に当たっては、校長が各教育職員と対話をを行い個々の事情を斟酌し、具体的な運用方法の決定の過程において教育委員会、校長及び教育職員が丁寧に話し合い、共通認識を持って本制度を活用することが重要です。

II 指針に基づき服務監督教育委員会等が講すべき措置

給特法第7条に基づき文部科学大臣が策定する「指針」において、**1年単位の変形労働時間制を活用する際に服務を監督する教育委員会が講すべき措置に関する事項**を定めています。

本制度を活用する場合には、**服務監督教育委員会及び校長は、指針に掲げる措置を全て講ずる必要があります。【省令第6条第2項、告示第3章】**

なお、服務監督教育委員会は、学校においてこれらの措置が講じられているかについて十全に確認してください。

講すべき措置の具体的な内容については、以下のとおりです。

1 上限時間

本制度を適用するに当たっては、対象となる**教育職員の在校等時間について、上限時間の範囲内であることが前提**であること。服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする期間の**前年度において上限時間の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等**を確認し、適用しようとする対象期間で**上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと**。本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とすること。

本制度の対象期間中における上限時間は、**42時間／月、320時間／年等**であること。

2 教育職員に関する措置

服務監督教育委員会及び校長は、本制度の対象とする**教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講じること**。

- イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ロ 部活動の休養日及び活動時間を**部活動ガイドラインの範囲内**とすること
- ハ 通常の**正規の勤務時間**を超える割振りについては、**長期休業期間等**で確保できる**勤務時間**を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち**業務量が多い一部の時期**に限り行うこと
- ニ 通常の**正規の勤務時間**を超えて割り振る日において、これを理由とした担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員への**業務の新たな付加**により、**在校等時間**を増加させないようにすること
- ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日（4時間単位の週休日の振替を行う際の勤務日を除く。）については、**勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこと**とし、**当該日を長期休業期間等に連続して設定**すること
- ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した**休息時間**を確保すること

3 学校に関する措置

服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度の対象とする教育職員が属する学校について以下の全ての措置を講じること。

- イ 部活動、研修その他の**長期休業期間等における業務量の縮減**を図ること
- ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、**職員会議、研修等の業務**については、**通常の正規の勤務時間内において行うこと**
- ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、**育児や介護を行う者等については配慮すること**

4 その他

- 本制度を適用するに当たっては、**関係法令の規定を遵守**するとともに、文部科学省から発する**通知等について留意**すること。
- 本制度に関して指針に定める事項を踏まえ講ずる措置等に関し、**人事委員会等と認識を共有**するとともに、人事委員会等の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、**専門的な助言を求めるなど連携**を図ること。
- 本制度に関して指針に定める事項を踏まえ講ずる措置等について、**保護者及び地域住民その他の関係者の理解**が得られるよう、広く周知を図ること。

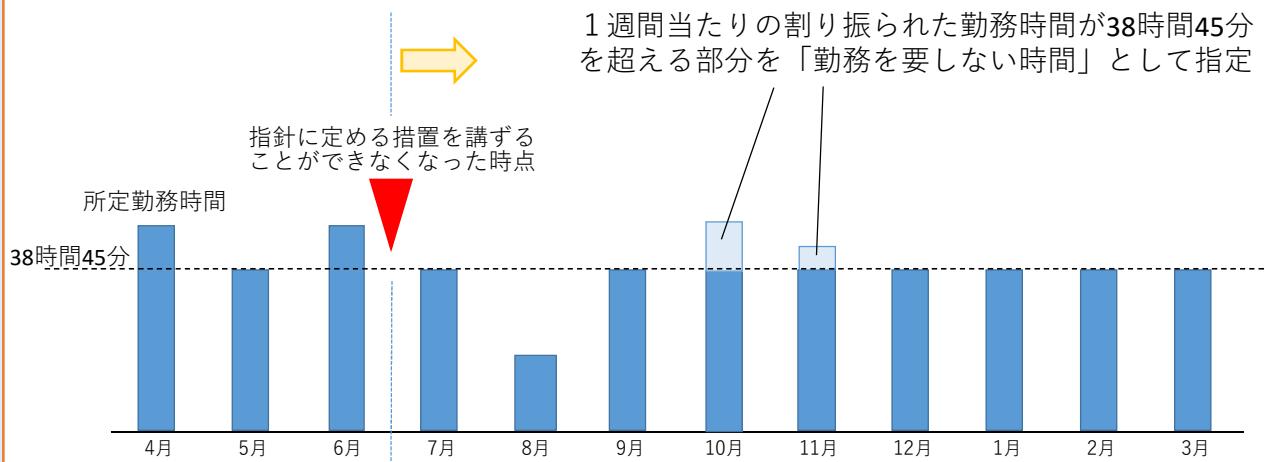
III 措置を講ずることができなくなつた場合の対応

本制度の対象期間中に、指針に定める措置を講ずることが困難とならないよう、まずは服務監督教育委員会や学校において講すべき措置を確実に実施することが必要です。

しかし、それでもなお指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明白となった場合には、服務監督教育委員会において、以降の総勤務時間の一部について、勤務時間の削減措置をとる（通常の勤務時間に戻す）ことが必要となります。

なお、その際、本制度は、使用者が業務の都合によって任意に正規の勤務時間を変更することができないことを前提とした制度であり、対象期間中に適用関係そのものは変更することはできないことから、勤務時間の削減措置としては、指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明白となった時点以降において、4週間を超えない期間につき1週間当たりの割り振られた勤務時間が38時間45分を超える期間がある場合に、当該期間の総勤務時間の一部を、勤務することを要しない時間として指定し、当該期間において当初割り振られた勤務時間から指定された時間を除いた時間が、1週間当たり38時間45分となるようにすることとなります。

<対応のイメージ>



※「勤務を要しない時間」の時間中に教育職員に勤務を命ぜる場合は、いわゆる「超勤4項目」に該当する業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られることとなります。

IV 導入のイメージ

本制度において勤務日及び勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、p 3の「制度の導入に当たっての前提」やp 4～8の「勤務条件等」、p 9、10の「指針に基づき服務監督教育委員会等が講すべき措置」を踏まえ、適切に割り振ることが必要です。

具体的に想定される割振りとしては、教員勤務実態調査（平成28年度）等における学校の運営状況を踏まえれば、長期休業期間等においては、一般的に取得されている年次有給休暇等に加えて**5日間程度の休日を確保することが限度**であると考えられ、これを考慮すると、**延長できる所定の勤務時間は40時間程度**となります。

また、勤務時間を延長する日については、例えば、行事等の業務が繁忙な時期の日について、8時間30分や9時間とすることが考えられます。

※参考：勤務時間が8時間を超えると休憩時間は60分確保する必要がある。（労働基準法第34条）

勤務時間 7時間45分 →休憩時間 45分 ⇒始業～終業時間 8時間30分

勤務時間 8時間30分 →休憩時間 60分 ⇒始業～終業時間 9時間30分

勤務時間 9時間 →休憩時間 60分 ⇒始業～終業時間 10時間

<導入のイメージ(小学校の場合の例)>

現状

○ 勤務時間外の「在校等時間」(現状)

- ・小学校：月約59時間、年約800時間
- ・中学校：月約81時間、年約1,100時間

※「在校等時間」：
いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含めて
校内に在校している時間を基本とし、これに校外での
業務の時間等を加えた時間



「指針」の遵守に向けた業務の削減

○ 「指針」における所定勤務時間外の「在校等時間」の上限時間

➢ 月45時間以内、年360時間以内

(※児童生徒等に係る臨時の特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満、年720時間以内)

(※あくまで上限時間であり、同時にかかるらず
在校等時間の縮減を進めることが求められる。)



業務を削減した上で、休日の「まとめ取り」の導入

○ 「指針」における所定勤務時間外の「在校等時間」の上限時間 (一年単位の変形労働時間制を導入した場合)

➢ 月42時間以内、年320時間以内

(※児童生徒等に係る臨時の特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満、年720時間以内)

(※あくまで上限時間であり、同時にかかるらず
在校等時間の縮減を進めることが求められる。)



別紙 様式（例）※実際の活用にあたっては、各教育委員会の指示に従ってください。

長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制に関する週休日及び勤務時間の割振り

学 校 名	学 校 の 所 在 地 (電 話 番 号)	常時勤務する 教育職員数 人
		対象期間中の各日及び各週の 勤務時間並びに週休日 (別紙)
対象期間中の長期休業期間等		長期休業期間等中の勤務を割り振らないこととした日
勤務時間が最も長い日の 勤務時間数	時間 分	勤務時間が最も長い週の 勤務時間数
勤務時間が48時間を超える週の最長連続週数		週 対象期間中の最も長い連続勤務日数
対象期間中の勤務時間が48時間を超える週数		週 特定期間中の最も長い連続勤務日数
旧対象期間		旧対象期間の勤務時間が 最も長い週の勤務時間数
旧対象期間の勤務時間が 最も長い日	時間 分	旧対象期間中の勤務時間が 最も長い日の勤務時間数
		日

記載心得

- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については、当該1年単位の変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の勤務時間並びに週休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「対象期間中の長期休業期間等」については、対象期間のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（以下単に「省令」という。）第1条第1項に規定する長期休業期間等に該当する期間を記入すること。
- 「休日」とは、勤務時間を割り振らない日をいうものであること。
- 「勤務日」とは、勤務時間を割り振る日をいうものであること。
- 「旧対象期間」とは、省令第4条第1項に規定する旧対象期間であること。

省令・指針

本制度の省令、指針については、こちらを御覧ください。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則の制定及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」の改正等について（通知）」（令和2年7月17日2文科初第568号初等中等教育局長通知）

<QRコード>



<リンク>

https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_syoto01-000001234_1.pdf

Q & A

本制度の詳細なQ & Aについては、こちらを御覧ください。

【公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針に係るQ & A】（令和2年7月時点）

<QRコード>



<リンク>

https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_syoto01-000001234_2.pdf

令和2年7月
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係

令和3年度 宇部市学校教育推進のための指針



基本理念

夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり

基本目標

- 「学び合い」を通して、共に生きる力を育みます
- 宇部の精神(こころ)を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成します
- 安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します
- 「共生同榮・協同一致」の精神(こころ)で、人と人が支え合う地域社会を実現します

学校教育
重点目標

子どもの学びと育ちを保障する教育の推進



2つの柱と重点取組事項

小中一貫教育の推進

9年間を見通し、豊かな学力を身につけた
心豊かな子どもの育成



コミュニティ・スクールの推進

「地域とともににある学校づくり」と
「学校を核とした地域づくり」の一体的な推進

キャリア教育

社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力の育成

Jobフェア
の開催

ICTを活用した教育

- 情報活用能力(情報モラル、論理的思考力、実践力)の育成
- GIGAスクール構想におけるICT環境の整備
(GIGAとは、Global and Innovation Gateway for All の略であり、「誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた施策がGIGAスクール構想です。)

英語教育

- ～「使える英語」の習得～
 - 生の英語(オンライン英会話・ALT)にふれる機会の確保
 - 英語で表現しようとする態度の育成

彫刻・伝統文化教育

- ～ふるさとを愛する心の育成～
 - 彫刻に親しむ活動や授業
 - 赤間硯や琴など伝統文化に関する学習

環境教育

- エコリーダースクール
- 再生可能エネルギーに関する教育

特別支援教育

- 「I'm POSSIBLE」等を活用した心のバリアフリー教育
- 自立活動の視点を取り入れた、個別の教育支援計画の活用の推進

宇宙教育

山口大学やJAXA等と連携した教育の推進

人権教育

人権が尊重される学校づくり

読書活動の推進

読書活動を通して、人間性豊かな人づくりと文化の向上を推進

道徳教育

「考え、議論する道徳」の授業づくり

学力向上

学びの創造推進事業によるICTを活用した、学び合いと個別最適な学びを一体的に行う授業づくり

防災教育

- ハザードマップの活用
- 「危険予測学習資料集」の活用
- 地域やコミュニティ・スクールの仕組みを活用した防災訓練の実施

生徒指導の充実

- いじめのない学校づくり
- 不登校の未然防止、早期対応
- SNSを活用した相談窓口「STOP it」の充実

健康教育

- 体力の向上に向けた取組
- 食に関する自己管理能力の育成
- 歯と口腔の健康づくり、がん教育等の専門機関と連携した取組

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育の推進

SDGs未来都市

～持続可能なまちづくりに向けて～

「人財が宝」みんなでつくる
宇部SDGs推進事業を踏まえた教育の推進

先導的共生社会ホストタウン

～誰もが主役になれるまちを目指して～

誰もが生き生きと暮らせる社会を実現するため、
ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリー化の取組

「主体的・対話的で深い学び」を実現するためのICTの活用

